

◇生活保護を申請しようとする方へ◇

## 生活保護のしおり

### 1 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護とは、このように生活に困っているかたに対し、すべての国民に保障されている「人間らしく生きる権利」を定めた憲法25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の生活の自立に向けて支援することを目的とした制度です。

### 2 生活保護の申請

生活保護を受けるためには、本人など（扶養義務者またはその他の同居の親族）の申請が必要になります。原則として申請日から保護が開始されます。

申請するときは、福祉事務所にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

病気などで申請の手続きに来られないときは福祉事務所にご連絡ください。

### 3 保護の内容

(1) 生活保護は原則として、世帯（生計を一にしている家族）を単位として、次の8種類の扶助を行います。

- ①生活扶助…生活に必要な食費や衣類、光熱水費などの費用です。
- ②住宅扶助…家賃、地代などの費用です。
- ③教育扶助…義務教育に必要な教材費、給食費などの費用です。
- ④医療扶助…病気やけがをした場合などで、医療に必要な費用です。
- ⑤介護扶助…介護サービスが必要な場合の費用です。
- ⑥出産扶助…出産に要する費用です。
- ⑦生業扶助…仕事の技能を身につけるために必要な費用です。
- ⑧葬祭扶助…葬儀などに要する費用です。

※これらの扶助には、一定の条件や支給の限度額があります。

(2) 一時的に必要な費用として、国の定める範囲内で次のような援助をすることができます。

- ①被服費 ②家具什器類 ③通院交通費 ④入学準備金
- ⑤住宅維持費（住宅補修・配電設備・水道設備・雪下ろし費用など）

#### 4 保護の決め方

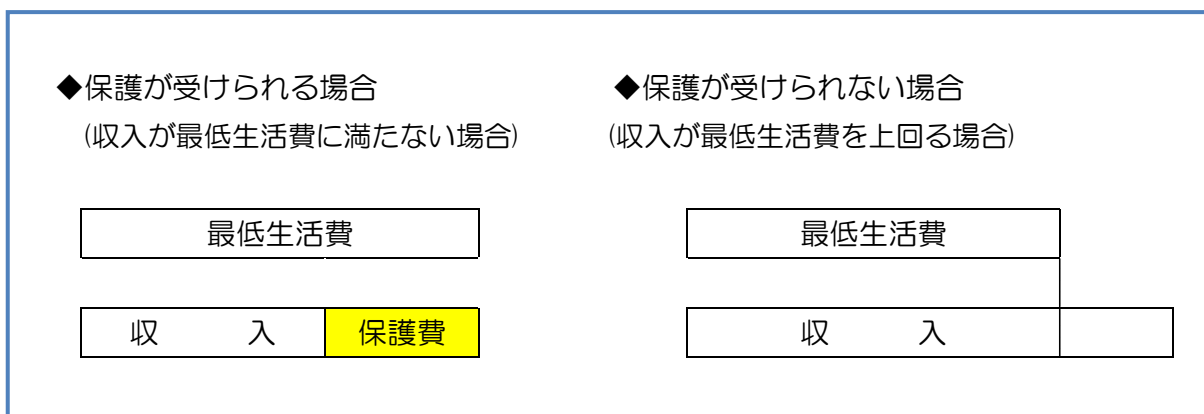
世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が保護費として支給されます。

##### ～最低生活費～

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された生活扶助をはじめ、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助を合計した1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

##### ～収入～

働いて得た収入、年金や受給している手当、資産を売ったり貸したりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯員全員の収入を合計したものです。（借りましたお金も収入と見なされます。）



#### 5 生活保護が決定されるまで

##### ◎調査

申請されると、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により保護が必要か調査をします。

調査の内容には、次のようなものがあります。

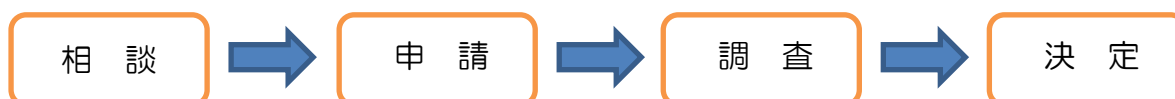
- ・現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産
- ・申請前までの生活状況、その他

##### ◎決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度のものか福祉事務所長が判断し、申請のあった日から 14 日以内に（遅くても 30 日以内）決定し、その内容をあなたにお知らせします。

※保護の決定内容に疑問があるとき

- 福祉事務所の決定に疑問があるときは、直接福祉事務所に説明を求めてください。
- 福祉事務所の決定に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。  
秋田県知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。



## 6 保護が開始された場合

### ◇保護費の支給

原則として、毎月決められた日（原則1日）に、1か月分の保護費が金銭で支給されますが、医療費や介護費については、福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払いをします。

保護を受けている間、守っていただくことや、資力がありながら保護を受けた場合は、保護費を返還していただくことがありますので、地区担当員（ケースワーカー）から説明を受けてください。

## 7 病院等にかかる場合の手続き

- ① 国民健康保険に加入していたかたは、保険証が使えませんが市役所に返還してください。社会保険に加入しているかたは、その記号番号などを福祉事務所に申し出てください。
- ② 病院にかかる前に、福祉事務所で診療依頼書の交付を受けてから受診してください。続けて同じ病院にかかる場合は、最初の1回だけで結構です。別の病院にかかる場合や1か月以上通院しなかった場合は、あらためて診療依頼書の交付を受けてください。  
なお、診療依頼書の交付には印鑑が必要ですので持参ください。
- ③ 休日や夜間などで診療依頼書の交付を受けずに病院にかかるときは「緊急時医療依頼証」で受診してもらうことになります。受診後は、速やかに福祉事務所に連絡してください。
- ④ 社会保険に入っているかたは、保険証と診療依頼書の両方を病院の窓口へ提出してください。
- ⑤ 福祉医療受給者証、老人医療受給者証などをお持ちのかたは、市役所に返還してください。

⑥ ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品は、これまで使われてきた薬の特許が切れた後に同等の品質で製造販売される低価格の薬です。ジェネリック医薬品を利用できるかどうか、医師や薬剤師に相談してください。

8 資産について

生活保護の受給中に保有できる資産には限度がありますので、個々に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

9 保護の停止と廃止

収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護を受けなくても生活が出来ることとなりますので、その期間に応じて停止または廃止となります。

収入を申告しなかったり、指導・指示に従わない場合等は、停止または廃止となることがあります。

10 保護費の返還・徴収

差し迫った事情により、資力がありながら保護を受けた場合は、その受けた保護費の範囲内で福祉事務所が定めた金額を返還していただくことがあります。

収入があるのに届け出をしなかったり、嘘の申告をした場合など、不正な手段により保護を受けた場合は、資力の有無にかかわらず、その間に受けた保護費の全部または一部が徴収されます。また、手段が悪質な場合は、刑事事件として訴えられることがあります。

11 家庭訪問

生活保護の申請時及び保護開始後、地区担当員（ケースワーカー）があなたのお宅を定期的に訪問し、生活状況を確認したり、自立に向けての問題や生活上の問題について一緒に考えます。困っていることや、分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

### ★活用できる制度

生活保護を受けている間は、次のような制度が活用できます。  
すべて手続きが必要なものですので、地区担当員（ケースワーカー）に必ず  
ご相談ください。

- ①住民税、固定資産税の減免
- ②国民年金保険料の免除  
(受給中は保険料が免除されますが、将来受給できる年金額が少なくなります)
- ③NHK放送受信料の免除        など

### ★守っていただくこと

生活保護を受けている間は、生活の維持・向上に努めるとともに生計の状  
況・世帯の状況などを報告する義務があります。

- ①働くことができる人は、仕事を見つけて働き、病気やケガの人は療養に  
努めてください。
- ②保護費は生活のために計画的に使うなど、生活の維持・向上のため必要  
な努力をしてください。
- ③給料・年金・手当・仕送りなど世帯に収入があった場合は必ず申告して  
ください。(借金は認められませんが借金による収入も申告の対象です)
- ④入退院、転入・転出、出生・死亡などにより世帯の状況が変わった場合  
は必ず連絡してください。
- ⑤生活するうえで、変化や困っていることなどがある場合は、遠慮なく担  
当のケースワーカーにご相談ください。

問い合わせ先

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市福祉事務所 福祉課保護班

電話：0183-55-8088